

## みどり市個別予防接種補助金交付要綱

平成 20 年 8 月 26 日  
告示第 175 号

### (趣旨)

第 1 条 この告示は、予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)第 5 条に基づき実施する個別予防接種(以下「予防接種」という。)を受ける者又はその保護者に対し、個別予防接種補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(平 23 告示 192・平 25 告示 26・平 25 告示 133・一部改正)

### (補助金の交付対象者)

第 2 条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が補助することにつき特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 予防接種等を受けた日において住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 5 条の規定により本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 別表予防接種等名の欄に掲げる予防接種等ごとに、それぞれ同表対象者の欄に定める者であること。
- (3) 補助金を受けようとする予防接種等を受けた際に当該予防接種等に要する費用を自己負担していること。

(平 25 告示 26・全部改正)

### (補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、別表予防接種等名の欄に掲げる予防接種等ごとに、市内の医療機関で行われる予防接種等の対価の水準を勘案し、市長が別に定めて告示する。ただし、予防接種等に係る医療機関への支払額(インフルエンザ予防接種にあっては 1,000 円を、高齢者肺炎球菌予防接種にあっては 2,000 円を、新型コロナウイルス感染症予防接種にあっては 3,000 円を、帯状疱疹予防接種のうち乾燥弱毒生水痘ワクチン接種にあっては 2,000 円を、乾燥組換え帯状疱疹ワクチン接種にあっては 6,000 円を当該支払額から差し引いた額)が当該告示の額に満たないときは、当該支払額を補助金の額とする。

2 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定により保護を受けている世帯に属する者に係る補助金については、前項の規定にかかわらず、支払額を補助金の額とする。

(平 25 告示 26・全部改正、平 26 告示 37・平 26 告示 104・令 6 告示 112・令 7 告示 22 一部改正)

### (補助金の申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、みどり市個別予防接種補助金交付申請書(様式第 1 号)により予防接種等に係る費用として医療機関に支払った費用を証明する書類及び予防接種予診票、母子健康手帳の写しその他の予防接種等を受けたことを証明する書類を添えて市長に申請しなければならない。

(平 23 告示 192・平 25 告示 26・平 26 告示 37・一部改正)

### (補助金の交付申請期間)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、予防接種等を受けた日の属する月の会計年度の期間内に補助金の交付申請をしなければならない。ただし、その会計年度内に申請を行わなかった場合で、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、同日から 1 年

以内に申請を行うことができる。

(平25告示26・一部改正)

(補助金の交付)

第6条 市長は、第4条の規定により提出された書類を確認し、適正であると認められるときは、みどり市個別予防接種補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知し、補助金を交付するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年8月26日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間における別表の規定の適用については、同表高齢者肺炎球菌の項中「65歳の者」とあるのは、「平成31年3月31日において100歳以上の者、同年4月1日から令和2年3月31日までの間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳若しくは100歳となる者」とする。

3 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間における別表の規定の適用については、同表高齢者肺炎球菌の項中「65歳の者」とあるのは、「65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳若しくは100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者」とする。

(令元告示10・一部改正)

附 則(平成21年3月27日告示第56号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年8月24日告示第172号)

この告示は、平成22年8月24日から施行する。

附 則(平成22年12月14日告示第256号)

この告示は、平成22年12月14日から施行し、改正後のみどり市個別予防接種補助金交付要綱の規定は、同年10月1日から適用する。

附 則(平成23年9月2日告示第192号)

(施行期日)

1 この告示は、平成23年9月2日から施行し、改正後のみどり市個別予防接種補助金交付要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、同年5月20日(以下「適用日」という。)から適用する。

(経過措置)

2 新要綱の規定は、適用日以後に行う予防接種から適用し、適用日前に行われた予防接種に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則(平成24年8月6日告示第133号)

この告示は、平成24年8月6日から施行する。

附 則(平成24年10月2日告示第155号)

(施行期日)

1 この告示は、平成24年10月2日から施行し、改正後のみどり市個別予防接種補助金交付要綱の規定は、同年9月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の適用の日前に行われた予防接種に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年 3 月 11 日告示第 23 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 25 年 3 月 11 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後のみどり市個別予防接種補助金交付要綱の規定による四種混合に係る補助金の交付については、平成 24 年 11 月 1 日以後に受けた四種混合の予防接種から適用する。

附 則(平成 25 年 8 月 29 日告示第 133 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 25 年 8 月 29 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後のみどり市個別予防接種補助金交付要綱の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以降に行われた予防接種から適用する。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日告示第 37 号)

この告示は、平成 26 年 3 月 31 日から施行する。

附 則(平成 26 年 10 月 1 日告示第 104 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日から平成 27 年 3 月 31 日までの間における改正後の別表の規定の適用については、同表水痘の項中「生後 36 箇月」とあるのは「生後 60 箇月」と、同表高齢者肺炎球菌の項中「65 歳の者」とあるのは、「平成 26 年 3 月 31 日において 100 歳以上の者及び同年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳又は 100 歳となる者」とする。

- 3 平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間における別表の規定の適用については、同表高齢者肺炎球菌の項中「65 歳の者」とあるのは、「65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳又は 100 歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者」とする。

附 則(平成 28 年 9 月 29 日告示第 133 号)

この告示は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 6 月 11 日告示第 10 号)

この告示は、令和元年 6 月 11 日から施行する。

附 則(令和 3 年 4 月 19 日告示第 76 号)

この告示は、令和 3 年 4 月 19 日から施行する。

附 則(令和 6 年 5 月 16 日告示第 75 号)

- この告示は、令和 6 年 5 月 17 日から施行し、改正後の別表、別紙 1 及び様式第 2 号の規定は、同日以降に交付を決定する個別予防接種補助金から適用する。

附 則(令和 6 年 8 月 28 日告示第 112 号)

この告示は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和7年3月26日告示第22号)  
(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における別表の規定の適用については、同表帯状疱疹(乾燥弱毒生水痘ワクチン)の項中「65歳の者」とあるのは、「65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳若しくは100歳以上となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者」とする。
- 3 令和8年4月1日から令和12年3月31日までの間における別表の規定の適用については、同表帯状疱疹(乾燥弱毒生水痘ワクチン)の項中「65歳の者」とあるのは、「65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳若しくは100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者」とする。

別表(第2条、第3条関係)

(平22告示256・全改、平23告示192・平24告示155・一部改正、平25告示26・全改、平25告示133・一部改正、平26告示37・平26告示104・平28告示133・令3告示76・令6告示75・令6告示112・令7告示22・一部改正)

予防接種等名	対象者	
五種混合	生後2か月から生後90か月に至るまでの間にある者	
四種混合	生後2か月から生後90か月に至るまでの間にある者	
三種混合	生後2か月から生後90か月に至るまでの間にある者	
二種混合	11歳以上13歳未満の者	
ポリオ	生後2か月から生後90か月に至るまでの間にある者	
麻しん風しん混合	第1期	生後12か月から生後24か月に至るまでの間にある者
	第2期	5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの
麻しん・風しん	第1期	生後12か月から生後24か月に至るまでの間にある者
	第2期	5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの
日本脳炎	第1期	生後6か月から生後90か月に至るまでの間にある者
	第2期	9歳以上13歳未満の者であって、生後6か月から生後90か月に至るまでの間に3回の日本脳炎の予防接種が完了しているもの
	第1期 特例措 置	平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた生後90か月以上20歳未満の者であって、平成23年5月20日以降に接種したもの

	第2期 特例措 置	平成7年4月2日から平成19年4月1日まで の間に生まれた9歳以上20歳未満の者であつ て、平成23年5月20日以降に接種したもの
B C G		1歳に至るまでの間にある者
ヒブ		生後2か月から生後60か月に至るまでの間にあ る者
小児用肺炎球菌		生後2か月から生後60か月に至るまでの間にあ る者
子宮頸がん <sup>けい</sup>		12歳となる日の属する年度の初日から16歳と なる日の属する年度の末日までの間にある女子
水痘		生後12か月から生後36か月に至るまでの間に ある者
B型肝炎		1歳に至るまでの間にある者
ロタ	1価ワク チン	生後6週から生後24週に至るまでの間にある 者
	5価ワク チン	生後6週から生後32週に至るまでの間にある 者
インフルエンザ		65歳以上の者であって、10月1日から翌年の1 月31日までの期間に接種したもの又は60歳以 上65歳未満の心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能 の障害若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免 疫の機能の障害を有する者として厚生労働省令 で定めるもの(以下「機能障害者」という。)で あって、10月1日から翌年の1月31日までの 期間に接種したもの
高齢者肺炎球菌		65歳の者又は60歳以上65歳未満の機能障害者
新型コロナウイルス		65歳以上の者であって、10月1日から翌年の1 月31日までの期間に接種したもの又は60歳以 上65歳未満の機能障害者であって、10月1日 から翌年の1月31日までの期間に接種したも の
帯状疱疹(乾燥弱毒生水痘ワク		65歳の者又は60歳以上65歳未満のヒト免疫不

チン)	全ウイルスによる免疫の機能の傷害を有する者として厚生労働省令で定めるもの(以下「免疫不全者」という。)
帯状疱疹(乾燥組換え帯状疱疹ワクチン)	65歳の者又は60歳以上65歳未満の免疫不全者
予診	生後90か月に至るまでの間にある者
	生後90か月以上20歳未満の者
	65歳以上の者及び60歳以上65歳未満の機能障害者

備考 予診は、接種前の診察の結果接種不適当として予防接種を受けられなかつた場合に限り、当該診察の結果引き続き医療となった場合を除く。

様式第1号(第4条関係)

(平22告示256・平23告示192・平24告示155・一部改正、平25告示23・全改、平25告示133・令3告示76・令6告示75・令6告示112・一部改正)

みどり市個別予防接種補助金交付申請書

年 月 日

みどり市長様

〒

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
被接種者との続柄 \_\_\_\_\_  
電話 \_\_\_\_\_

個別予防接種補助金の交付を受けたいので、みどり市個別予防接種補助金交付要綱第4条の規定により申請します。

記

1 交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

2 被接種者

住 所	みどり市 町
ふりがな 氏 名	
生年月日	年 月 日

3 振込先

金融機関	銀行・信金 農協・信組	支店名	
口座番号	普通・当座	ふりがな 口座名義	

4 添付書類

- 支払った費用を証明する書類  
予防接種等を受けたことを証明する書類(いずれか○で囲んでください。)  
予防接種予診票・母子健康手帳の写し・その他( )

## 別紙1

(平26告示37・平28告示133・全部改正、平26告示104・令3告示76・令6告示75・一部改正)

交付申請額計算明細(生後90か月に至るまでの間にある者用)

予防接種等名	接種回	接種等年月日	支払額	補助上限額	申請額
五種混合	1回	年月日	円	円	円
	2回	年月日	円	円	円
	3回	年月日	円	円	円
	4回	年月日	円	円	円
	5回	年月日	円	円	円
四種混合	1回	年月日	円	円	円
	2回	年月日	円	円	円
	3回	年月日	円	円	円
	4回	年月日	円	円	円
三種混合	1回	年月日	円	円	円
	2回	年月日	円	円	円
	3回	年月日	円	円	円
	4回	年月日	円	円	円
ポリオ	1回	年月日	円	円	円
	2回	年月日	円	円	円
	3回	年月日	円	円	円
	4回	年月日	円	円	円
麻しん風しん混合1期		年月日	円	円	円
麻しん風しん混合2期		年月日	円	円	円
麻しん1期		年月日	円	円	円
麻しん2期		年月日	円	円	円
風しん1期		年月日	円	円	円
風しん2期		年月日	円	円	円
日本脳炎1期	1回	年月日	円	円	円
	2回	年月日	円	円	円
	3回	年月日	円	円	円
BCG		年月日	円	円	円
ヒブ	1回	年月日	円	円	円
	2回	年月日	円	円	円
	3回	年月日	円	円	円
	4回	年月日	円	円	円
小児用肺炎球菌	1回	年月日	円	円	円
	2回	年月日	円	円	円
	3回	年月日	円	円	円
	4回	年月日	円	円	円
水痘	1回	年月日	円	円	円
	2回	年月日	円	円	円
B型肝炎	1回	年月日	円	円	円

	2回	年 月 日	円	円	円
	3回	年 月 日	円	円	円
ロタ	1回	年 月 日	円	円	円
	2回	年 月 日	円	円	円
	3回	年 月 日	円	円	円
予診のみ		年 月 日	円	円	円

## 別紙2

(平28告示133・追加、令6告示112・令7告示22・一部改正)

## 交付申請額計算明細(生後90か月以上の者用)

予防接種等名	接種回	接種等年月日	支払額	補助上限額	申請額
二種混合		年 月 日	円	円	円
日本脳炎2期		年 月 日	円	円	円
日本脳炎1期特例	1回	年 月 日	円	円	円
	2回	年 月 日	円	円	円
	3回	年 月 日	円	円	円
日本脳炎2期特例		年 月 日	円	円	円
子宮頸がん	1回	年 月 日	円	円	円
	2回	年 月 日	円	円	円
	3回	年 月 日	円	円	円
インフルエンザ		年 月 日	円	円	円
高齢者肺炎球菌		年 月 日	円	円	円
新型コロナウイルス		年 月 日	円	円	円
帯状疱疹(乾燥弱毒生水痘ワクチン)		年 月 日	円	円	円
帯状疱疹(乾燥組換え帯状疱疹ワクチン)	1回	年 月 日	円	円	円
	2回	年 月 日	円	円	円
予診のみ		年 月 日	円	円	円

様式第2号(第5条関係)  
(令6告示75・一部改正)

健第 号  
年 月 日

申請者 様

みどり市長 ㊞

みどり市個別予防接種補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、みどり市個別予防接種補助金について、  
みどり市個別予防接種補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付することに  
決定したので通知します。

記

交付決定金額 円